



①養護相談	家庭の事情により子どもを育てることができない、子どもが虐待されている…など。
②障がい相談	子どもの発達が気になる…など。
③育成相談	子どもに落ち着きがない、友だちとうまく遊べない、不登校…など。
④非行相談	家出・夜遊びを繰り返す、盗みや暴力をふるう…など。

児童相談所では、子どもにまつわるさまざまな問題・悩み事に対応しています。誰にも相談できずに悩み、苦しんでいる養育者(保護者)の方は、どんなことでも専門スタッフに話してみてください。

児童虐待以外にも  
いろいろな相談に応じています



**心理診断・医学診断**

子どもの発達や性格などについての心理検査や、必要に応じて専門の医師による診断を行います。

**施設入所・里親委託**

家庭での養育が困難な場合や、子どもの専門的な指導訓練を必要とする場合の相談に応じます。

**一時保護**

緊急に保護が必要な場合や、行動観察などを目的とした一時保護を行います。

子どもに関する不安を抱えている方は、一度お電話してみてください。

他にも  
こんなお手伝いを  
しています

子どもに関する相談は、電話または来所に対応しており、問題解決に向けた助言や援助などを行います。また、上記のような相談の他、下記の問題にもお手伝いをしています。

# 子どもを守る



## 地域のネットワーク

～児童虐待防止対策の仕組みについて～

1990年ごろから増加傾向にある日本の児童虐待。虐待に至るまでの背景は多岐にわたり、家族だけでは解決できないケースも増えています。今、子どもたちを守るために福祉関係者をはじめ、医療、保健、教育、警察などが協力し合い、地域のネットワーク形成が進められています。

児童相談所って  
どんなところですか？



児童虐待って  
どんな行為？

児童虐待は、養育者(保護者)が子どもに対して身体的な暴力を加えたり、適切な養育をしないで子どもの心身を傷つける行為です。虐待は、子どもに対する重大な権利侵害になります。虐待行為は下記の4つに大別できます。



①身体的虐待

殴る・蹴る・たばこの火を押し付ける・戸外に閉め出すなど。

②性的虐待

性的な暴力・性行為の強要・ポルノの被写体にするなど。

③ネグレクト

食事や衣服、住居の世話が不適切・子どもの健康に配慮しないなど。

④心理的虐待

言葉による強迫・無視・子どもの前で配偶者に暴力をふるうなど。

もし、身近なところで「これは虐待かも」と感じるようなことがあれば、まずは児童相談所へ問い合わせてください。

**新潟市児童相談所**

所 中央区川岸町1-57-1  
電 025-230-7777  
HP <http://www.city.niigata.jp/info/kodomo/jisou/jisou-kaisetu2.html>

※緊急の児童虐待相談は休日・夜間も受け付けています。  
※来所相談は予約制です。

